

瀬戸市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 1 5 号

瀬戸市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条及び第 2 2 条の 2 第 7 項の規定に基づき、職員の条件付採用の期間の延長に関し必要な事項を定めるものとする。

(条件付採用の期間の延長)

第 2 条 職員が条件付採用の期間の開始後 6 月間において実際に勤務した日数が 9 0 日に満たない場合においては、その日数が 9 0 日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後 1 年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

2 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6 月間」とあるのは「1 月間」と、「9 0 日」とあるのは「1 5 日」と、「条件付採用の期間の開始後 1 年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

(その他)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、職員の条件付採用の期間の延長に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。